

① 野焼きはやってはいけない行為です

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

ごみを野外で燃やす「野焼き」は、一部の例外を除き法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が市に寄せられていますので、ごみは量に関わらず集積所に出すなど、適正に処分をお願いします。

また、例外となる行為であっても煙の量や風向きにより、近隣とのトラブルが増えているほか、野焼きが原因の火災も発生しています。周辺地域の生活環境への影響があり苦情が寄せられる場合は、指導の対象として焼却の中止をお願いすることになります。

○不法投棄・野焼きを見かけたら「不法投棄 110 番」へ通報を

不法投棄 110 番:TEL 0120-536-380 受付時間:(平日)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○受付時間外は最寄りの警察署へ。火災の危険性がある場合は各消防署へ

笠間警察署:TEL 0296-73-0110

笠間消防署:TEL 0296-73-0119 友部消防署:TEL 0296-78-0119 岩間消防署:TEL 0299-45-0119

② 【事業者向け】エアコン・冷蔵庫等の更新事業費の補助を実施します

問 環境政策課(内線 125)

市では、市内の事業者等を対象として、省エネルギー性能の高いエアコン、空調機、冷凍庫、冷蔵庫等への設備更新に対し予算の範囲内で補助を実施します。

【対象者】

- ・市内に本社または事業所を有する法人
- ・市内に住所を有し、かつ市内において事業を行っている個人事業者(農業や林業を営んでいる方を含む)
- ・市税に未納がないこと

【対象設備】

○エアコン 目標年度 2027 年度または 2029 年度における省エネ基準達成率 100%以上のもの

○高効率空調 SII 登録設備(注)のうち、高効率空調として登録されている電気式パッケージエアコンまたはガスヒートポンプエアコン

○冷凍冷蔵庫・冷凍庫・冷蔵庫 目標年度 2021 年度における省エネ基準達成率 100%以上のもの
または SII 登録設備(注)のうち、冷凍冷蔵設備として登録されている、冷凍冷蔵庫、冷蔵庫または冷凍庫であること

(注)SII 登録設備:一般社団法人環境共創イニシアチブが、令和 4 年度先進的省エネルギー投資促進支援事業の「(C)指定設備導入事業」の補助対象設備として登録している設備

※いずれの設備も、事業用として使用しているものであり、かつ令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの間に、支払いおよび設置、並びに古い設備の処分をした場合に補助の対象とします。

【補助額】

対象となる設備の本体価格(消費税額を除く)の 3 分の 1

1 事業所等に対する上限額は 150,000 円(ただし市内事業者から設備を購入した場合は上限を 200,000 円とします。)

【その他】

- ・詳細は市ホームページにてお知らせします。
- ・補助金の受付は、予算がなくなりしだい終了となります。

【申請期限】 令和 6 年 2 月 29 日(木)